

令和6年度採用力向上支援事業業務委託にかかる企画提案コンペに関する質問に対する回答について

三重県雇用経済部雇用対策課

番号	質問	回答
1	仕様書の3(2)合同企業説明会への出展支援に記載の合同企業説明会について ・主催等に縛りはないか。例えば受託者が主催・運営する合同企業説明会でも問題はないか。	合同企業説明会の主催者・運営者について、特段指定はありません。ただし、受託者が主催・運営する合同企業説明会の場合、主催・運営にあたり、別途、国や地方公共団体から補助金、委託費、助成金等が支給されている場合は対象外となります。
2	仕様書の3(2)合同企業説明会への出展支援に記載の合同企業説明会について ・規模は問わないか。	合同企業説明会の規模について、特段指定はありません。ただし、アドバイザーを派遣された企業が事業効果を高めるために出展するという趣旨をふまえ、最適な規模の合同企業説明会を提案してください。
3	仕様書の3(2)合同企業説明会への出展支援に記載の合同企業説明会について ・名古屋圏、大阪圏とあるがどこまでが範囲となるか。例えば大阪圏であれば京都あたりまで含まれるのか、大阪府内に限定されるか。	名古屋圏については愛知県及びその近隣県、大阪圏については大阪府及びその近隣府県を想定しており、合同企業説明会の開催府県に特段指定はありません。 ただし、開催規模と同様に、アドバイザーを派遣された企業が事業効果を高めるために出展するという趣旨をふまえ、最適な開催場所を提案してください。